



税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶯 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2015. 2

お正月

お正月は、年末に五穀米のつきたてのお餅を食べ過ぎたのか、お腹の調子が悪く、大人しくしていました。

テレビは、「相棒 13 元旦スペシャル」、面白かったですね。久々に最後の最後まで緊張感を保った秀逸なミステリーを観ました。ラストもよかったです。

「大江戸捜査網」、良くも悪くも昔ながらの大型時代劇、楽しめました。チャンバラも、切って切って切られまくった人たちが全て袖に消えていくのも昔ながらできれいです。

他にも結構見ていましたが、この二つは特によかったです。

初詣は、地元の加納天満宮は外せません。それ以外に、金神社、関市の善光寺、名古屋の大須観音と行きました。

関市の善光寺は初めてでしたが、立派なお寺で、今更ながら感心しました。梵鐘も歴史のある立派なものでした。

大須観音は1月4日に詣でましたが、まだまだすごい人です。大須観音は遠いと思っていましたが、名古屋駅まで歩ける距離でした。



税制改正大綱

例年は年賀の「みずの通信」に平成 27 年度税制改正大綱の概要を書いたレポートを入れていましたが、去年は 12 月 30 日に発表されたため、今年はこれを正月に読んで、今月号に入れさせてもらいました。そのような事情で今月号は、毎月「みずの通信」をお送りしていない方にも、確定申告も近いということをも鑑みて、送らせてもらいました。

例年になく長文ですが、きっと年末の慌ただしい時に書くのと、年初めに書くのとでは気持ちのゆとりが違うからかもしれません。冗舌となって私見が多く入っています。

なお、税制改正大綱通りに税制改正がなされるとは限らないことをご留意ください。

裁決事例



アパートが古くなったことによる塗装のし直しの費用は修繕費とされています。

結構高額となりますが、防水効果の低下、美観の低下の原状回復費用と考えられているからです。室内の壁の張替え費用も、汚れ等をなくし新たな入居者を迎え入れる費用ですから、修繕費となります。

ただ、時代に合わせて、キッチンシステムキッチンにする、ユニットバスにする等の工事をすると、修繕費扱いはできないようです。平成 26 年 4 月に国税不服審判所の裁決ができました。システムキッチンもユニットバスも建物の一部であり、建物の資本的支出であるとしています。

アパートのエアコンはまず備品です。金額が少額ですから、まず消耗品費です。

キッチンも備え付けでなければ、備品でしょう。この裁決のシステムキッチンとはどの程度のもだったんでしょうか。私は資本的支出で処理したとしても、建物ではなく建物付属設備で処理するものだと思うのですが。

なお、これらの工事を行っても、建物の固定資産税評価額は上がりませんので、相続税評価額は上がらないこととなります。つまり相続税対策にはなりません。

書店に並ぶ本にも書いてありますが、リフォームは相続税対策になるのです。

確定申告

所得税と贈与税の確定申告の時期がやってきました。

2月16日から3月15日がその期日です。

税金ほど、その期日にうるさい制度はありません。申告期限に遅れると無申告加算税が課せられます。

現在、期日内に税金の納付が完了していて、提出が遅れたのが期日より2週間以内（今度1ヶ月に伸長されます）であれば、無申告加算税を課さないとされています。逆に言えば、それ以外は無申告加算税が課せられるということです。

「どうせ赤字で還付だから。」と気軽に考えて期限後に申告すると、まず青色申告特別控除65万円が適用できなくなります。最低税率でも97,500円の損失です。

そして2期連続して期限後申告となりますと、自動的に青色申告は取り消されます。青色申告が取り消されると、赤字の翌年への繰越等ができなくなります。

なかなか厳しいのです。



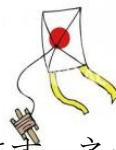
医療費控除は、生計を一にしている人の医療費は、所得の有無に関係なくまとめることができます。不妊治療費は医療費控除の対象です。

介護認定を受けている人は、市町村の役場で障害者の証明書の発行を受けると障害者控除がうけられます。

シロアリ駆除の費用は雑損控除の対象となります。

選挙期間中の陣中見舞い等、政治家への寄附金は、領収書を貰えば、税額控除の対象となります。大学等への寄附金で証明書のあるもの（入学に際して行われるものは除きます）は、寄附金控除の対象となります。県市町村への寄附は、寄附金控除の対象となります。

「天上大風」



家に「天上大風」と書かれた木の額があります。ネットのない時代で、その意味を調べるのが難しかった頃、父は「勝手な解釈だが」と前置きして、「上に登れば登るほど風が強くなる。一番上は大風だから、上に登ろうとするときは心して登れ。そうでなければ、ほどほどにな。」という意味だと言っていました。今ネットで調べてみると、これは良寛さんの書で、良寛さんが凧の上から困っている子どものために、凧に「天上大風」と書いてあげたら、凧はみるみる上がっていったとの逸話があるそうです。

父の解釈は少し深読みだったかもしれませんが、私はこの解釈が気に入っています。

この額、今は事務所の2階に隠れるように飾っています。

でも、よい言葉だと思えます。

春雨や 友を訪ぬる 想いあり（良寛）

